

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和7年6月10日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

OUVC2号投資事業有限責任組合

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

無限責任組合員 役職員の構成

代表取締役について、1名退任、1名選任

取締役について、1名選任

※取締役の構成については、社内取締役が1名増員となるが、大阪大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む点については、変更なし。

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

OUVC2号投資事業有限責任組合組成の日から起算して12年間とする。

※2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称及び4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期については変更なし